

## 特 記 仕 様 書

本仕様書は広島高速道路公社職員技術研修資料作成等業務に適用する。

### 1 目的

本業務は広島高速道路公社に従事する職員に対し、今後の新たな事業の展開に伴う建設工事の発注や供用する道路の構造物等の適切な維持管理を題材として、適用する入札契約方式の検討及び維持修繕業務の知識の習得のため、技術研修を実施することにより、職員の抱える不安の解消及び技術力の向上を図り、適正で円滑な事業の執行及び技術力向上に資することを目的として実施する。

### 2 履行期間

契約締結の日から令和3年2月26日までとする。(業務完了検査期間として10日間を含む)

### 3 業務計画

契約締結後は、速やかに業務計画書を提出し、調査職員と打合せを行うこと。また、業務内容に変更が生じた場合は、速やかに(変更)業務計画書を提出すること。

### 4 研修対象者

広島高速道路公社に従事する職員(以下「公社職員」という。)とする。

### 5 研修の内容、時期及び人数

研修の内容は7(1)のとおり、研修の開催時期は7(2)のとおり、研修の人数は7(1)①については公社職員(約70名)を対象に1回につき約20数名程度の参加を見込み、7(1)②については公社技術職員(約40名)を対象に1回につき約20名程度の参加を見込む。

### 6 業務内容

次の研修テーマ・内容に沿って公表資料等を参考に研修に用いるレジメ、テキスト及びその他資料(以下「研修資料」という。)を作成するとともに、研修において研修資料の説明及び質疑応答を行うものとする。また、研修参加者へのアンケートについても作成を行う。詳細な業務内容については次に示す。

#### (1)研修テーマ・内容

研修のテーマ・内容は次のとおりとする。

##### ①多様な入札契約方式(技術提案・交渉方式)

想定した工事事例等を基に、多様な入札契約方式のうち技術提案・交渉方式の選定並びに3つに分類される同方式契約タイプの選定手順、及び技術提案評価項目の設定や参考額の設定等、技術提案・交渉方式の選定から契約に至るまでの個別具体的な運用上の留意点等を解かりやすく整理した資料により、手続きの流れについての理解を深める。

##### ②道路構造物等の維持修繕

道路構造物等の劣化・損傷事例に関して、各種資料を基に補修工法の選定フロー等を用いて適切な補修工法の選定等のスキルを習得し、業務にも活用できる資料、

及び道路構造物等の維持修繕における最近の動向や新技術の紹介により、維持修繕業務についての理解を深める。

## (2)研修の開催時期

(1)に掲げる各研修テーマの開催予定時期は次のとおり。なお、研修は一つのテーマ毎につき①は3回、②は2回実施することとし、全員の受講を見込んでいる。

①多様な入札契約方式について：令和2年10月

(2日間で3回開催(1日目AM:1回、PM:1回、2日目AM:1回))

②道路構造物等維持修繕の留意点：令和3年1月

(1日間で2回開催(AM:1回、PM:1回))

## (3)研修資料の作成

(1)に示す研修テーマ・内容に沿って、研修資料を作成すること。内容については、事前に発注者に提出し承認を得ること。契約期間中に研修テーマ・内容の変更について、発注者が必要と認める場合は変更することとし、変更後の研修資料を発注者に提出すること。なお、各回の研修資料は20枚程度を見込んでいる。

また、一つの研修テーマの内容が多岐にわたる場合には説明するものと配布に留めるものなど、工夫して資料をとりまとめること。

## (4)会場の設営

研修場所は広島高速道路公社内を予定しており、(3)で作成した研修資料の印刷・配布、配席及び資機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン)等の準備は発注者で行うこととし、その他必要となる資機材等については、事前に発注者と協議し、発注者で用意できないものは受注者が資機材等を準備すること。

## (5)研修の運営

研修の運営にあたって、進行は発注者で行うこととし、研修資料の説明、質疑応答は受注者において各研修テーマに関して実務経験のある者が行うこと。

また、研修の欠席者を対象として行うeラーニング等への対応のため、受注者において研修資料を説明する動画を、電子媒体で発注者へ提出すること。なお、動画ファイルの拡張子及び解像度(サイズを含む)は、発注者が別途指示する。

## (6)研修アンケートの作成

2回の研修終了後の各回において、発注者が研修参加者に対して実施するアンケートを作成すること。また、それぞれのアンケートの内容等についても、事前に発注者の承認を得ること。

なお、アンケートは研修の理解を深めるための必要な研修資料等の検討や今後の研修の改善を目的に活用するものとする。

## (7)打合せ等

打合せは業務着手時と成果品納入時及び各研修前(2回)の合計4回を予定している。

## (8)業務完了報告書の作成

業務完了報告書に、本業務で作成した研修資料、研修の記録(研修テーマ、日時、場所、参加者数、質疑応答等)、研修アンケートとその結果、並びに打合せ記録を任意の様式でとりまとめて添付し、発注者に紙媒体2部、CD-ROM等の電子媒体1部をそれぞれ提出すること。

なお、電子媒体による報告書は、土木設計業務等の電子納品要領に基づく電子成果品の作成ではなく、任意とする。

7 暴力団等からの不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）の排除

- (1) 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は発注者と工程に関する協議を行うこと。
- (4) 発注者と工程に関する協議を行った結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第 22 条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うこと。
- (5) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (6) 当該被害により、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行うこと。その結果、履行期間に遅れが生じると認められた場合は、契約約款第 22 条の規定により、発注者に履行期間延長の請求を行うこと。

8 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書に従うほか、本特記仕様書に定めのない事項については、広島高速道路公社「調査・設計・測量業務等共通仕様書（及び別添）令和元年9月」に基づき実施するものとする。
- (2) 発注者が本事業について必要な事項の報告を求めた場合は、速やかに対応すること。また、調査を行う場合についても、対応すること。
- (3) この仕様書に記載のない業務の発生等、業務実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方で協議の上、決定するものとする。
- (4) 受注者は、広島県個人情報保護条例（平成 29 年広島県条例第 19 号）第 7 条の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずるものとする。